

相続放棄・限定承認の申述受理の有無についての照会をされる方へ

福岡家庭裁判所

相続放棄等の申述受理の有無の照会をされるにあたっては、下記の事項について御留意の上、管轄の家庭裁判所に御照会ください。

記

1 照会先の家庭裁判所

相続放棄の申述がなされるのは、被相続人(亡くなられた方)の最後の住所地を管轄する家庭裁判所になります。

被相続人が亡くなられた場所を、住民票の除票（又は戸籍の附票）により確認の上、管轄の家庭裁判所に対して御照会ください。

参考：福岡家庭裁判所本庁の管轄区域

福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・糸島市・古賀市
宗像市・福津市・那珂川市・糟屋郡・朝倉市・朝倉郡

2 照会者

照会者は、利害関係人（債権者・徴税官署・相続人等被相続人に対して何らかの権利を有する方）となります。

3 手数料

無料です。

ただし、郵送でのやり取りを希望される場合は、返信用の切手を同封してください。

4 必要書類等

(1) 照会書

照会書は、家庭裁判所に備え置いている照会書用紙を利用して作成しても結構ですし、照会者ご自身で適宜作成しても差し支えありません。

照会書には、照会の趣旨、照会を求める理由及び照会対象者を必ず記載してください。

照会の趣旨… 次のいずれかの時期から照会回答時までには相続放棄・限定承認の申述受理がなされているかどうか。

- ・被相続人の死亡日
- ・申請者の指定する年月日（先順位者の相続放棄の受理の日）

照会を求める理由… 照会者が被相続人に対してどのような利害関係を有するかを記載し、何をするために照会回答を求めるかを記載します。

(2) 添付書類

●照会者が個人の場合

照会者の住民票のコピー（マイナンバーの記載のないもの。発行後3か月以内のもの）

●照会者が法人の場合

資格証明書または商業登記簿謄本等のコピー（照会者の会社名及び代表者名が記載されているもの。発行後3か月以内のもの）

●被相続人の戸籍関係

被相続人の死亡時の本籍・住所・死亡年月日が分かる『**本籍表示のある住民票除票**』、『**死亡時の戸籍謄本及び戸籍の附票**』、『**被相続人の最後の本籍の記載のある法定相続情報一覧図**』のうち、いずれかのコピー

なお、保存期間経過等により、取得できなかった場合は、その旨の証明書のコピーまたは上申書をご提出ください。

※ 添付書類については原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

※ 照会対象者の戸籍謄本等の提出は、原則として不要です。

(3) 照会者と被相続人との利害関係を証明する疎明資料

① 照会者が債権者の場合

・金銭消費貸借契約書や担保権が記載された不動産登記簿謄本等の債権の存在を証する書面のコピー

② 照会者が相続人の場合

・被相続人との関係が分かる戸籍謄本関係または法定相続情報一覧図のいずれかのコピー

③ 代理人弁護士が申請者の場合

・上記①又は②に加えて委任状の原本

5 回答方法

回答は、照会書に記載された同一文字の照会対象者についてのみ行いますので、被相続人死亡後、照会対象者の氏名変更の有無について戸籍謄本等にて確認されることをお勧めします。もし、氏名変更がありましたら、変更前の氏名を照会書に併記してください。

被相続人の死亡日が31年以上前の申請については、30年前の1月1日からの調査結果を回答します。

なお、被相続人の死亡日が平成21年1月1日以前の場合、管轄の家庭裁判所（小倉支部、柳川支部を除く。）によって調査期間が異なる場合がありますので、管轄する家庭裁判所にお問い合わせください。

お問い合わせ先 （本庁）	〒810-8652 福岡市中央区六本松4-2-4 福岡家庭裁判所家事訟廷（Tel 092-981-9604）
-----------------	--